

住宅用家屋証明書

申請書以外に必要な書類等

必要書類	新築された住宅用家屋	建築後使用されたことのない住宅用家屋(建売住宅等)	建築後使用されたことのある住宅用家屋(中古住宅) ※4
住民票 (未入居の場合は申立書 ※1)	○	○	○
登記申請書及び登記完了証 (又は登記事項証明書) ※2 ※3	○	○	○
確認済証又は検査済証 ※3	○	○	
建築確認申請書 (第一面～第六面、家屋の平面図及び立面図)	○	○	
売買契約書又は売渡証書 (競売の場合は代金納付期限通知書)		○	○
家屋未使用証明書(原本)		○	
認定長期優良住宅の認定通知書 (認定長期優良住宅の場合)	○	○	
認定低炭素住宅の認定通知書 (認定低炭素住宅の場合)	○	○	

※1 住所が家屋の所在地と異なる場合は、その理由等を記載した申立書が必要。

※2 家屋の新築(取得)後1年以内の登記であること。

※3 床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は住宅部分が床面積の90%を超える家屋)であること。

※4 家屋の取得日以前20年以内(当該家屋が耐火建築物である場合は25年以内)の建築であること。